

<京都市新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料>

令和2年10月2日
京都市新型コロナウイルス感染症対策本部

「感染防止徹底月間」における 店舗等クラスター拡大防止対策指導チームの活動について

1 活動体制について

7月21日に店舗等クラスター拡大防止対策指導チームを設置し、主にクラスターが発生した店舗を対象に、指導・調査を行ってきた。

徹底月間の取組を行うため、8月31日には体制を強化し、従業員やほかの来店者に感染が拡大するなど、クラスター発生の危険性のある店舗に活動を展開してきた。

○設置時 <7月21日時点>

6名（部課長級）

○体制強化後 <8月31日以降>

22名（部課長級：6名，課長補佐級等：16名）

2 調査・指導の概要

○対象店舗：30件（うち、感染防止徹底月間：22件）

<内 訳>

接待を伴う飲食店 : 21件

居酒屋などの飲食店 : 7件

カラオケ店 : 1件

ホテル : 1件

○主に店舗で講じられていた対策

- ・7月の活動当初は、ガイドラインの認知がされていなかったが、様々な媒体による周知啓発等により、「業種別ガイドライン」の認知が進んできた。
- ・従業員のマスク着用や手指消毒用アルコールの設置、定期的なアルコール消毒など、衛生対策については、多くの店舗で徹底されていた。

○講じられていなかった対策

- ・接待を伴う飲食店を中心に、「あんしん追跡サービス」や「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の認知がなされておらず、導入や掲示が十分でなかった。
- ・感染者の発生後、基本的な感染拡大防止対策を講じている店舗が多かったが、個人経営など小規模の店舗ほど、不十分な点があった。
- ・アクリル板の設置等による飛沫防止対策や、更衣室やトイレなど、店舗の営業範囲外における感染拡大防止対策が講じられていなかった。

3 その他の活動

(1) 啓発ビラのポスティング（2, 222店舗）

店舗等クラスター拡大防止対策指導チームの活動の一環として、9月15日から、祇園・木屋町エリアのキャバクラを含む飲食店を対象に、行財政局サービス事業推進室職員（延べ27名）による、「感染拡大予防ガイドライン」の遵守・徹底を要請する啓発ビラのポスティングを実施した。

(2) 問合せ対応窓口への応援職員の派遣（9月1日～9月30日）

8月5日から設置した問合せ対応窓口を引き続き継続するとともに、徹底月間の取組として行った、上記（1）の啓発ビラのポスティングによる問合せに対応するため、対策本部事務局に応援職員を派遣した。

○従事職員：延べ 120名

○対応件数：146件